

# つきがた 広報

## No. 135

昭和56年2月10日発行  
発行/新潟県月潟村役場  
毎月10日発行 1部10円

(昭和52年7月22日第3種郵便物認可)

|      |           |            |        |      |
|------|-----------|------------|--------|------|
| 人口動態 | 1月31日現在   |            | 1月中の移動 |      |
|      | 世帯数 812   | 人口総数 3,888 | 出生 3   | 転入 9 |
|      | (男 1,901) | (女 1,987)  | 死亡 2   | 転出 2 |



## 生命を大切に

生命は一つしかありません。一月中の交通事故発生状況は、雪による無視界、スリップ事故等が目立っております。一人一人が交通マナーを守り、特に気象条件の変化に対応した運転をして下さい。

### 一般ドライバー

一、歩行者は、積雪で歩道通行が出来ず、車道通行を行い、又降積雪などのため歩行に難渋しているので歩行者に対しては「いたわり」と「思いやり」のある運転をする。

二、速度を落して、車間距離を十分にとった運転をする。

### 急発進、急ブレーキ、急加速をしない。

四、凍結道路、坂道などでは、スノータイヤにも「タイヤチェーン」を装着すること。

五、タイヤチェーンの装着は道路上で行わず、チェーン装着場など、道路外の安全な場所で行う。

### 歩行者

一、歩道を通行する、やむを得ず車道を通行するときは、右側端を一列で通行する。

二、通行車両を避けるときは雪壁の上にあがることなく、道路端で待避する。

三、除・排雪現場や作業車に近づかない、やむを得ず通行するときは、監視

誘導員の指示に従って通行する。

### 除・排雪作業

一、除・排雪作業に当っては、防護網又はロープなどにより、可能な限り一般通行路と除・排雪現場を分離して行うこと。

二、除・排雪作業は運転者一人で行わせることなく必ず監視、誘導員を配置し緊密な連携のもとに行うこと。

三、対向車や歩行者を発見したときは、必ず一時停止すること。

四、事前に関係機関、関係者の協議を十分に行い安全確保に努める。

### 暴走族の暴走行為などの行政処分の強化

暴走族の暴走行為(共同危険行為等禁止違反)や無謀運転による死亡事故を防止するため、56年1月1日から、次のように行政処分が強化されることになりました。

| 違反内容         | 旧  | 新   | 改正後の処分            |
|--------------|----|-----|-------------------|
| 共同危険行為等禁止違反  | 9点 | 15点 | 免許の取消し            |
| ○50キロ以上の速度超過 | 6点 | 12点 |                   |
| ○無免許運転       | 8点 | 12点 | 免許停止日数の延長。        |
| ○大型自動車等無資格運転 | 8点 | 12点 | 処分前歴等がある人は免許の取消し。 |
| ○仮免許運転違反     | 8点 | 12点 |                   |
| 酒気を帯びてした○印違反 | 9点 | 13点 |                   |